

特別定額給付金のご案内

お一人、10万円の給付です。

申請手続きで皆様が記載する事項を最小限にしています。

誰に？

令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記録されている方

いつから？

申請の受付開始日は市区町村ごとに決定し、

できるだけ早く申請書を郵送します。

申請は受付開始日から3か月以内にしてください。

どうやって申し込む？

市区町村が申請書に皆様の氏名や生年月日を記載し、郵送します。

感染拡大防止のため、郵送やオンラインでの申請をお願いします。

郵送申請

申請書に振込先口座などを記入して、
必要書類とともに市区町村に返送ください。

オンライン
申請

マイナンバーカードをお持ちの方は、
マイナポータルサイトからオンラインで申請できます。

- 世帯ごとに、記入いただいた口座に振り込みます。
- 口座をお持ちでない方は、必要書類を持って市区町村の窓口にお越しください。窓口で給付します。

▶詳しくは、以下のURLまたはQRコードから

<https://kyufukin.soumu.go.jp>



▶お問合せ先は、こちら（特別定額給付金コールセンター）

0120-260020（フリーダイヤル 応答時間帯：5/2以降平日、休日問わず9:00～18:30）

03-5638-5855（応答時間帯：5/1まで、平日9:00～18:30）

住民票がない人でも給付金を 受け取ることができる可能性があります！

- 居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方でも、受け取ることができる可能性があります。
- ▶ 令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記録されている方
住民登録のある市区町村から給付の対象となります。
- ▶ いずれの市区町村にも住民登録がない方
現に居住している市区町村において住民登録の手続きを行い、住民票が作成されれば、給付の対象となります。
- 詳しくは、**お住まいの市区町村にご相談**ください。

【作成】総務省特別定額給付金室